



# 島根県報

平成21年5月15日（金）

第2,085号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "      ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（       "      ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "      ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "      ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（       "      ）	3
救急病院の指定	（医 療 対 策 課）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	6
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	（       "      ）	6
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	6

### 【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（4件）	（都 市 計 画 課）	10
------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第383号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
株式会社ネクストプランニング 大社だんだん薬局	出雲市大社町杵築南1353-3	平成21年 4月13日
にま調剤薬局	大田市仁摩町仁万1523	平成21年 4月 6日

**島根県告示第384号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
タビラ薬局	大田市仁摩町仁万764-3	平成21年 4月 5日

**島根県告示第385号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
あさひまち内科クリニック	あさひまちクリニック	松江市朝日町476-7	平成21年 4月 1日

**島根県告示第386号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人財団 公仁	松江市鹿島町名分	短期入所療養介護	医療法人財団 公	松江市鹿島町名	平成21年 4月 1日

会	243-1		仁会 鹿島病院	分243-1	
社会福祉法人 雲南 市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三 刀屋1212番地3	通所介護	デイサービスセン ター なかの	雲南市三刀屋町 中野280番地1	平成21年4月20日
社会福祉法人 雲南 市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三 刀屋1212番地3	介護予防通所介護	デイサービスセン ター なかの	雲南市三刀屋町 中野280番地1	平成21年4月20日

## 島根県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人財団 公仁 会	松江市鹿島町名分 243-1	介護療養型医療施 設	医療法人財団 公 仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名 分243-1	平成21年3月31日
医療法人財団 公仁 会	松江市鹿島町名分 243-1	短期入所療養介護	医療法人財団 公 仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名 分243-1	平成21年3月31日
医療法人財団 公仁 会	松江市鹿島町名分 243-1	介護予防短期入所 療養介護	医療法人財団 公 仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名 分243-1	平成21年3月31日

## 島根県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所 名 称	事業所 所 在 地		変更年月日
名 称	主たる事務所の 所在地			所 在 地		
				変更前	変更後	
株式会社 花麒麟	松江市上大野町 1631	訪問介護	訪問介護事業 所花きりん	松江市東津田町 2168番地312	松江市古志原 二丁目18番 23-202号	平成21年4月1日
株式会社 花麒麟	松江市上大野町 1631	介護予防訪問 介護	訪問介護事業 所花きりん	松江市東津田町 2168番地312	松江市古志原 二丁目18番 23-202号	平成21年4月1日
株式会社 花麒麟	松江市上大野町 1631	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所花きり ん	松江市東津田町 2168番地312	松江市古志原 二丁目18番 23-202号	平成21年4月1日

## 島根県告示第389号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定期 間
出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964-1	平成21年6月1日から 平成24年5月31日まで

## 島根県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	通所介護	ツクイ出雲下沢	出雲市上塩冶町2655-2	平成21年5月1日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人 ほっと大東	通所介護	デイサービス新庄	雲南市大東町新庄286-1	平成21年5月1日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	居宅療養管理指導	六日市訪問看護ステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	平成21年5月1日
	介護予防居宅療養管理指導			

## 島根県告示第391号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井2155-3、2155-4、2168、2170、2172、2173、2175、2192

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第392号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町日和2380－5、2385－1、2385－2、3254－36から3254－54まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第393号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町鱒淵1579－3、1587－1、2080－1、2080－2、2081、2083、2086、2090－1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第394号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町長田口20内1、口20続1、口20続2、口239-1、口239内1、口239内8、口239-3から口239-5まで、口239-9、口239-10、口240-1から口240-3まで、口245内1、口245内4、口245-1、口245-9から口245-11まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第395号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成17年島根県告示第577号による保険に付すべき義務は、平成21年5月1日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

五十猛加入区

---

**島根県告示第396号**

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成21年5月15日から平成21年5月22日まで

---

**島根県告示第397号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年5月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

## ア 急傾斜地の崩壊

青原、青原下、商人上A、商人上B、商人上C、商人上D、商人上E、商人下、商人小学校、商人日浦A、商人日浦B、商人日浦C、商人日浦D、商人日浦E、畦田、石ヶ谷、井谷A、井谷B、市尾A、市尾B、市尾C、市尾D、一の谷A、一の谷B、一の谷C、一の谷D、一の谷E、一の谷F、一の谷G、一の谷H、稲成下、稲成丁A、稲成丁B、岩倉A、岩倉B、岩瀬戸A、岩瀬戸B、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸E、岩瀬戸F、上杉A、上杉B、上杉C、上杉D、上杉E、上杉F、後田A、後田B、後田C、後田D、円の谷、大蔭A、大蔭B、大蔭C、大木A、大木B、大木C、大木D、大木E、大木F、扇町、大倉谷A、大倉谷B、大倉谷C、大倉谷D、大津、大畠、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野E、奥ヶ野F、奥ヶ野G、奥ヶ野H、奥ヶ野I、奥ヶ野J、奥ヶ野K、奥ヶ野L、奥ヶ野M、奥ヶ野N、奥ヶ野O、奥殿A、奥殿B、晩越、小直、小直B、小直C、越原A、越原B、乙女、小野A、小野B、小野C、小野D、片河、門林A、門林B、門林C、椛井谷、上高野A、上高野B、上高野C、上千原A、上千原B、上千原C、上千原D、上寺田A、上寺田B、上横瀬A、上横瀬B、上横道E、上横道A、上横道B、上横道C、上横道D、空畳、川尻A、川尻B、川尻C、川向、喜時雨A、喜時雨B、喜時雨C、喜時雨D、木曾野、栗坪、香灰A、香灰B、香灰C、香灰D、小倉谷A、小倉谷B、小倉谷C、小倉谷D、小瀬、小瀬B、小瀬C、小瀬北、木野、木ノ口A、木ノ口B、木ノ口C、木ノ口D、木頃、木頃B、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷C、木尾谷D、木尾谷E、木毛A、木毛B、木毛C、木毛D、木毛E、木毛F、小山、栄町上、坂の谷A、笹ヶ峠、笹ヶ峠B、左鏡、左鏡II、左鏡C、左鏡D、左鏡西A、左鏡西B、左鏡東、三軒屋、三歩市A、三歩市B、三歩市C、三歩市D、三歩市E、三歩市F、三歩市G、三歩市H、三歩市I、塩ヶ原、鹿の谷A、鹿の谷B、鹿の谷C、鹿の谷D、鹿の谷E、四本松、島、下組A、下組B、下組C、下組D、下組E、下組F、下組G、下小瀬、下左鏡、下左鏡下、下高野A、下高野B、下高野C、下高野D、下千原A、下千原B、下千原C、下寺田A、下寺田B、下山、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、下横瀬D、下横道A、下横道B、下横道上、集議谷、宿の谷A、宿の谷B、宿の谷C、宿の谷D、宿の谷E、宿の谷F、白井A、白井B、白井C、白井D、白井E、新地、新畑、須川小学校、須川谷、須川元郷A、須川元郷B、須川元郷C、須川元郷D、須川元郷E、須川元郷F、須川元郷G、須川元郷H、須川元郷I、須川元郷J、須川元郷K、須川元郷L、須川元郷M、須川元郷N、相撲ヶ原A、相撲ヶ原B、相撲ヶ原C、相撲ヶ原D、相撲ヶ原E、相撲ヶ原F、瀬戸、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、添谷G、添谷H、添谷I、添谷J、添谷K、添谷L、曾庭、ダークラ、高田A、高田B、瀧元上A、瀧元上B、瀧元下A、瀧元下B、瀧元下C、田代、直地A、直地B、直地C、畳A、畳B、畳C、畳D、畳E、堤田A、堤田B、堤田C、堤田D、店屋丁、土井敷、東善寺A、東善寺B、徳次A、徳次B、徳次C、徳次D、徳次E、徳次F、徳次G、徳次H、鳥井A、鳥井B、中川A、中川B、中川C、中木屋A、中木屋B、中木屋C、中木屋D、中木屋E、中組A、中組B、中組C、中組D、中座A、中座B、長野A、長野B、中ノ谷、中原A、中原B、中原C、中原D、中原E、長福福谷A、長福福谷B、長福福谷C、長福福谷D、中間A、中間B、虹ヶ谷A、虹ヶ谷B、虹ヶ谷C、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷F、西谷口、日原、日原下、野口、野口下、野口台、野地A、野地B、野地C、野地D、野地E、野地F、野地G、野中A、野中B、野中C、野中D、野中E、野中F、野中G、野広A、野広B、沼原A、沼原B、畑A、畑B、畑C、畑D、畑迫白石A、畑迫白石B、畑迫白石C、八木谷A、八木谷B、八木谷C、八木谷D、発電所、原、藩庁跡、日浦、日浦北、日浦東、平台、平野A、平野B、平野C、平野D、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野上D、吹野上E、吹野上F、吹野上G、吹野下A、吹野下B、吹野下C、吹野下D、吹野下E、吹野下F、吹野下G、吹野下H、福谷A、福谷B、福谷C、福谷D、福谷E、福谷F、二俣A、二俣B、二俣C、二俣D、二俣口、舟板B、舟板A、分谷、程彼A、程彼B、程彼C、程彼D、程彼E、程彼F、程彼G、程彼H、程彼I、程彼J、程彼K、程彼L、程彼M、程彼口、牧ヶ野A、牧ヶ野B、牧ヶ野C、枕瀬西A、枕瀬西B、枕瀬西C、枕瀬西D、枕瀬東、町田、松尾谷A、松尾

谷B、三畦、三畦口、三渡、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、森村A、森村B、諸鹿A、諸鹿B、矢折、柳、柳上、柳下、柳東、柳南、山入A、山入B、山入C、山根丁、山根町、永明寺付近、横瀬、吉ヶ原、万瀬、脇本、脇本上A、脇本上B、鷺原A、鷺原B、鷺原C、鷺原D、和田A、和田B、割左手

## イ 土石流

青木谷、赤の谷川、商人上A、商人上B、商人上C、商人川香灰谷A、商人川香灰谷B、商人川香灰谷C、商人川香灰谷D、商人川下野地A、商人川下野地B、商人川下野地C、商人川下野地D、商人日浦川A、商人日浦川B、アリン坊谷川、池村下の谷川右支溪、池村下の谷川左支溪、池村野地A、池村野地C、池村野地E、池村野地F、池村野地G、池村野地B、池村野地D、石ヶ谷A、石ヶ谷B、板垣谷A、板垣谷B、板垣谷C、井谷川、井谷川右支溪A、井谷川右支溪B、井谷川左支溪、市尾A、市尾B、市尾川、一の谷川右支溪A、一の谷川右支溪B、一の谷川右支溪C、一の谷川右支溪D、一の谷川右支溪E、一の谷川左支溪A、一の谷川左支溪B、溢田谷川、稲成谷川、岩川、岩川左支溪、岩瀬戸A、岩瀬戸B、岩瀬戸C、岩瀬戸支谷A、岩瀬戸支谷B、後迫川、打木谷、打木谷川、姥ヶ谷川、絵師川、円の谷川、エンヤ谷川、大溢谷川、大蔭、大木川鹿の谷A、大木川鹿の谷B、大木川鹿の谷C、大木支川A、大木支川B、大木支川C、大茂谷川、大奈良谷、大畠、大畑谷川、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野川支谷A、奥ヶ野川支谷B、奥ヶ野川支谷C、奥ヶ野支川、小倉谷川左支溪A、小倉谷川左支溪B、小倉谷川左支溪C、小倉谷川左支溪D、小倉谷川左支溪E、小倉谷川左支溪F、小直谷、越原川、乙女川、小野A、小野B、廻送川右支溪A、廻送川右支溪B、廻送川右支溪C、家源寺谷川、鍛冶屋谷川右支溪A、鍛冶屋谷川右支溪B、鍛冶屋谷川右支溪C、鍛冶屋谷川右支溪D、鍛冶屋谷川右支川、春日谷川、片河向川、金敷屋川、金山谷川A、金山谷川B、蕪坂溢川、蕪坂川、上高野A、上高野B、上高野C、上高野川、上高野谷川、上千原A、上千原B、上千原C、神手谷川、上寺田A、上寺田B、上寺田川、上の溢川、上の谷川、上横瀬A、上横瀬B、刈畑谷川、川尻A、川尻B、川尻C、喜時雨川A、喜時雨川B、木曾野川、木部谷川、倉地谷川、倉谷川、倉谷川右支溪A、倉谷川右支溪C、倉谷川右支溪D、倉谷川右支溪E、倉谷川右支溪F、倉谷川右支川左支溪、倉谷川左支溪A、倉谷川左支溪B、倉谷川左支溪C、倉谷川左支溪D、倉谷川左支溪E、栗坪A、栗坪B、久留米谷川右支溪、久留米谷川左支溪、軍場谷川右支溪、軍場谷川左支川、小瀬、木野川、木頃川、木野谷川、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷C、木尾谷D、木尾谷川、コブケ谷川、木毛A、木毛B、木毛C、権現谷川、金比羅谷川、坂の谷川右支溪、三歩市A、三歩市B、三歩市C、三歩市川、島井谷川、清水谷川A、清水谷川B、下組A、下組B、下郷谷川、下小瀬B、下小瀬A、下高野A、下高野B、下高野C、下千原A、下千原B、下千原C、下千原D、下千原E、下ノ溢谷川、下の谷川A、下の谷川B、下山川、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、下横瀬E、集議谷、白石溢川、白石川支谷、白井、白井谷、白糸川、白杭谷、城山後川、城山谷川、相撲ヶ原川A、相撲ヶ原川B、相撲ヶ原川C、相撲ヶ原川D、相撲ヶ原川E、相撲ヶ原川F、相撲ヶ原川G、相撲ヶ原川H、宗田谷川、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、添谷川上杉A、添谷川上杉B、添谷川上杉C、添谷川上杉D、添谷川上杉E、添谷川上杉F、添谷川左支川、太鼓谷川、高数谷川、高郷谷A、高郷谷B、高田川、高津川左鑑右支溪A、高津川左鑑右支溪B、高津川左鑑左支溪A、高津川左鑑左支溪B、高ホコリ谷川、滝谷川右支溪、滝谷川左支溪A、滝谷川左支溪B、滝の上川、瀧元上、瀧元谷川、瀧元宮ヶ谷川、竹下谷、竹中谷、田二穂川支谷A、田二穂川支谷B、田ノ迫川、カヶ谷川、堤田A、堤田B、出合A、出合B、出合C、天神山、店屋丁川、土井敷川、砥石谷川、徳次、徳次谷川A、徳次谷川B、内美谷川A、内美谷川B、中内谷川、中内谷川左支溪、中川A、中川B、中川C、中木屋A、中木屋B、中木屋谷、中組、中郷谷川、名賀清水谷川、中の溢川、中ノ溢谷川、長野川、中ノ谷川左支溪、中原川、中原谷、長福福谷川A、長福福谷川B、長福福谷川C、長福福谷川D、長福森ヶ溢川、中間谷A、中間谷B、名賀川支川、西ヶ迫谷川、虹ヶ谷A、虹ヶ谷B、西迫川、西迫川支谷、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷F、西谷川支谷A、西谷川支谷B、西谷川支谷C、宮の谷川、野口谷、野坂川A、野坂川B、野坂川C、野坂川D、野地川支川、野中A、野中B、野広川、沼原A、沼原B、沼原C、沼原D、畑迫川、畑迫谷川、八木谷川商人下右支溪、八木谷川商人下支川、波美谷川、藩庁跡、日浦A、日浦B、日浦C、日浦D、日浦E、日浦川、日浦川右支川、日浦川大倉A、日浦川大倉B、日浦川大倉C、日浦川大倉D、日浦川大倉

E、引焼川、檜谷川、火の谷川、日の谷川、平ヶ迫谷川、平野川、平野川支谷、吹野溢川、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野上D、吹野上E、吹野川支谷、吹野下A、吹野下B、吹野下C、福谷川、福谷川右支溪A、福谷川右支溪B、福谷川右支溪C、福谷川左支溪A、福谷川左支溪B、二俣川、二又川右支溪、二又川左支溪、二俣川富山、二俣川諸鹿、舟ヶ迫川、古江谷川、古道谷川、古屋ヶ谷川、古屋敷谷A、古屋敷谷B、古屋敷谷C、古屋敷谷川、朴峠谷川、細迫谷、程彼川宿の谷A、程彼川宿の谷B、程彼川宿の谷C、程彼川宿の谷D、程彼川程彼A、程彼川程彼B、程彼川程彼C、程彼谷C、程彼谷A、程彼谷B、牧ヶ野谷、牧ノ谷川、丸山川、三畦谷、水船谷川、道谷川、南谷川支谷A、南谷川支谷B、宮前谷、三渡、向溢川、向溢川右支溪、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、本郷F、本郷G、元笹山川、下横瀬D、森ヶ溢川、森ヶ迫川、矢折谷川右支溪、矢折谷川左支溪、柳川小瀬、柳川柳、柳谷川、柳迫川、山入A、山入川支谷、夕倉川、横瀬川、横道川左鑑右支溪A、横道川左鑑右支溪B、横道川左鑑左支溪、吉ヶ原A、吉ヶ原B、吉ヶ原C、吉ヶ原D、吉松谷川、万瀬谷川、流石川、脇本、鷺原川

(3) 指定の区域

別図に示す区域

(「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。)

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

吉賀町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

有網、朝倉河内B、朝倉河内A、朝倉中村B、朝倉中村A、朝倉中村C、朝倉西A、朝倉西B、朝倉西C、朝倉東A、朝倉東B、朝倉東C、旭、有飯A、有飯B、伊豆師、伊豆原、伊勢原A、伊勢原B、伊勢原C、井手ヶ原、院身A、院身B、院身C、上野原A、上野原B、上野原C、大井谷A、大井谷B、大井谷C、大井谷D、大井谷E、大井谷F、大杉、大谷A、大谷B、大橋、大和田橋東、大和田橋南、岡上、岡下、落合、小野々A、小野々B、小野原、折橋、恩給A、恩給B、柿木、柿木第一、柿木谷、柿木中村A、柿木中村B、柏谷A、柏谷B、柏原、柏原北、柏原南、金山谷B、金山谷A、金山谷C、梶谷A、梶谷B、梶谷C、上木部A、上木部B、上木部C、上木部D、上木部E、上沢田、上白谷、上高尻A、上高尻B、上高尻C、上七日市、上七日市東、亀田、亀原C、亀原D、亀原A、亀原B、河津A、河津B、河山B、河山A、河山C、河山奥A、河山奥B、河山奥C、吉原、木部谷、口屋A、口屋B、口屋C、久保田、蔵木A、蔵木B、栗ノ木、久領、九郎原、黒淵A、黒淵B、黒淵C、黒淵D、黒淵E、黒淵F、黒淵G、幸地A、幸地B、幸地C、甲島、向津B、向津A、古本、坂折A、坂折B、坂折C、坂折D、坂折E、坂折F、坂折G、坂本A、坂本B、坂本C、迫、迫田、棧敷A、棧敷B、棧敷C、棧敷D、猿走、猿田原、三助、師井、師井北、重則、島ヶ原、注連川西、注連川東、下市、下ヶ原、下ヶ原上、下木部、下河内、下沢田A、下沢田B、下沢田C、下高尻B、下高尻A、下高尻C、下塚A、下塚B、白谷A、白谷B、白谷C、新田、新田下、新町、菅原A、菅原B、杉山B、杉山C、杉山A、杉山D、捨河内A、捨河内B、立河内A、立河内B、立河内C、立河内上、立河内中、立戸A、立戸B、田野原A、田野原B、田丸A、田丸B、田丸C、田丸D、田丸E、中条、月瀬F、月瀬G、月瀬H、月瀬A、月瀬B、月瀬C、月瀬D、月瀬E、月和田A、月和田B、月和田C、釣川、出合A、出合B、殿明、土場、中組、中河内A、中河内B、長瀬、仲仙道、中間A、中間B、中間C、藁A、藁B、七瀬A、七瀬B、七瀬C、七々村A、七々村B、七々村C、七々村D、七々村E、七日市河内、奈良原A、奈良原B、西組、西組北、西組南、野田、初見、初見上、初見下、巾井谷、原手A、原手B、樋口、樋の口、平野、広石、広石上A、広石上B、広石上C、藤根、古迫、法師淵、法師淵B、法師淵C、法師淵D、星坂A、星坂B、保道、松原A、松原B、見川、溝上、光長A、光長B、皆富、皆富南、本郷A、本郷B、本郷C、本郷上、本郷上北、本郷下B、本郷下、茂土路、役場裏、八ヶ迫A、八ヶ迫B、柳原A、柳原B、山谷、山根A、山根B、夜打原C、夜打原、夜打原B、横立A、横立B、横立C、吉舛

## イ 土石流

青ヶ迫川、赤谷川、悪谷川、朝倉足谷川、朝倉西A、朝倉西B、朝倉西C、朝倉西D、朝倉西E、アシ谷川、足谷下川A、足谷山谷川、天ヶ迫谷川、荒谷、有飯、家ノ後溢、居鍛冶谷川、石原谷、伊豆谷、伊勢原谷、茨ヶ迫谷川、伊谷川、一の谷川、井出ヶ原A、井出ヶ原B、猪子山谷川、猪子山谷川右支溪、猪子山谷川左支溪、茨ヶ谷川、鋳物師谷川、入江谷川、上の原下川、上の原谷、後畑谷川、うつぐり谷川、うなみ谷川、宇藤谷川、馬地谷川、梅ノ木谷川、漆迫谷川、エブケ谷川、大井谷川、大井谷川右支溪、大木谷川、大楠谷川、大楠谷支川、大杉谷川、大戸谷川、オオマルイワ、大和田谷、岡谷川、奥中小谷、奥畑谷川、小野口谷、小野口谷川、親迫川、恩給川A、恩給川B、恩給川C、柿木足谷川、柿木樋ノ谷川、角ヶ谷川、柏谷川A、柏谷川B、柏谷川C、柏谷川D、柏谷川E、カツバシ谷、金山谷川A、金山谷川B、ガニガ谷川、上伊谷川A、上伊谷川B、上沢田谷、上高尻谷、上立河内谷川A、上立河内谷川B、上手溢谷川、神平川、上横立下谷、空谷川、仮屋谷川、川タキ谷、河津迫谷、河津迫谷左、河津迫谷右、河津谷川、河山A、河山B、河山奥谷A、河山奥谷B、河山奥谷C、河山2号川、勘根尾谷川、勘根尾谷川左支溪、カンノン谷、北ヶ迫、吉原谷川A、吉原谷川B、木部谷川、木部谷川右支溪、木部谷川左支溪、京庵谷、口屋谷、蔵根谷川、栗木谷川、栗木谷川右支溪、久領谷川、クレガ迫谷川、小赤谷川、幸地畑川A、幸地畑川B、幸地畑川C、河内上谷川A、河内上谷川B、向津谷、甲羅谷川A、甲羅谷川B、越峠谷川、こずもり、小峠谷川、小峯谷川右支溪A、小峯谷川右支溪B、小峯谷川左支溪A、小峯谷川左支溪B、古本谷川、古本谷川下、幸町谷川、坂折川A、坂折川B、坂折谷、坂本谷川、迫ヶ溢川、迫田谷、迫の谷川、棧敷、猿走谷川、猿田原谷、重則川、重藤谷、四助谷川B、ジチウガサコ、指月谷川、注連川西、下河山谷、下高尻、杓ノ谷川、小河内川、上徳谷、尻高川、菅原谷川、杉ヶ谷川、杉山谷川左支溪A、杉山谷川左支溪B、助太郎谷川、捨河内谷川、摺谷川、背戸溢谷川、太鼓堂谷川、太ノ妙川、滝ヶ谷川、竹ノ鼻谷川、田代谷川、立戸A、立戸B、立戸C、立戸D、立戸川A、立戸川B、立目谷川、辰岩尻谷川、蓼野、田野原上川A、田野原上川B、田丸、田丸下川、田丸宮谷川、多屋ヶ迫川A、多屋ヶ迫川B、段原下谷川、段原谷川、茶の迫、茶畑谷、ツエガ谷川、月瀬谷川、月瀬谷川右支溪、月瀬谷川上、築山谷川、月和田谷支川、堤谷川、常国谷、常国谷川、椿城谷川、釣川谷川、出合、寺ヶ溢川、寺ヶ迫谷、寺ヶ迫谷川、利光谷川、殿明口ヶ谷川、トビケ迫谷川、中井谷A、中井谷B、中市谷、七瀬口ヶ谷川、七々村、七々村谷、七日市足谷川A、七日市足谷川B、七日市足谷川C、七日市下、西ヶ谷川A、西ヶ谷川B、西ヶ谷川C、西組下川、抜月大谷川、抜月河内、抜月支谷、能美谷、野田谷川、橋ヶ谷川、橋ヶ谷川下、畑詰川、八王子谷川、初見谷川A、初見谷川B、市井谷川、破ヶ迫谷川、早川谷川、林谷川、日打岩谷川、樋口川、樋口谷川、ビシャゴ谷川、樋ノロ谷、火の迫谷川、樋の谷川、火の谷川、樋の谷川右支溪、平野谷川、平野谷川右支溪、広草谷川、藤井谷、藤根谷川、古江堂谷支川、古迫谷川、風呂ヶ溢谷川、ヘイロク谷、法師淵谷川、崩土谷、細尾谷川、細倉谷川、保道谷川、ホトケガサコ、堀切谷川、本溢谷川、本溢谷川下、正国谷、松原谷、三島樋の谷、水ヶ手谷川、道谷川、光長谷川、宮ヶ谷川、宮迫谷川、宮の谷川、宮の谷川右支溪、宮の谷川左支溪A、宮の谷川左支溪B、宮の谷川左支溪C、妙見谷、明地谷、六日市下、六日町宮の谷川、六日町宮の谷川右支溪、目ナゴ谷川、炎ヶ迫谷、元ヶ谷川、本蔵木谷川、本郷、本郷川左支溪、本郷川支川左支溪、本郷下谷、本郷谷、本郷中谷、茂土路谷川、森ヶ溢谷、森ノ奥谷川、森本谷川、八ヶ迫谷川、薬師谷川、ヤタイ谷川、山上ノ山谷川、山根溢谷、山根谷、山登谷川、ヤンダイ谷川、湯谷川、蓮花寺谷川、六右エ門谷川、わらび谷川

## (3) 指定の区域

別図に示す区域

(「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。)

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に

係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
雲南都市計画道路
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
雲南都市計画公園
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
雲南都市計画ごみ処理場
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
雲南都市計画大木原土地区画整理事業
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
-